



平成28年10月24日  
内閣府（防災担当）

## 平成28年鳥取県中部地震に係る 災害救助法の適用について 【第2報】

### 1. 災害の概要

平成28年鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県は県内 4市町 に災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法<br>適用市町村  | 法適用日   | 被害の状況等  | 備 考                             |
|---|--------|---|---------------------------------|
| 【鳥取県】<br>倉吉市<br>(くらよしし)<br><u>東伯郡三朝町</u><br>(とうはくぐんみささちよ<br>う)<br>東伯郡湯梨浜町<br>(とうはくぐんゆりはまち<br>よう)<br>東伯郡北栄町<br>(とうはくぐんほくえいち<br>よう) | 10月21日 | 平成28年10月21日の鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法<br>施行令第1<br>条第1項第<br>4号適用 |

(注) 下線は今回追加適用分

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
高相、進藤、石井  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）